令和４年９月吉日

お取引先ご担当者様　各位

〒350-0813
埼玉県川越市大字平塚新田字高田町 175-1
川 越 テ ッ ク 株 式 会 社

商号変更に伴う許可証や商号の使用について

拝啓　錦秋の候 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引立てを賜り有難く厚くお礼申し上げます。
弊社は、10 月 1 日をもちまして、商号を下記のとおり変更させて頂きます。つきましては、商号変更に伴います廃棄物等のお取引等に関する実務の詳細を下記のとおりご案内申し上げます。お手数をお掛け致しますが、何卒ご理解賜りまして引き続きご厚情を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

１）商号の変更：令和４年１０月１日

新商号	旧商号
日本ウエスト関東株式会社	川越テック株式会社

２）変更日(10 月 1 日)以前の日付で締結済みの**『産業廃棄物処理委託契約書』**の取扱い
旧商号でのご契約となっておりますが、契約当事者自体の変更には該当いたしませんので、**引き続き有効な契約としてお取り扱いが可能**でございます。
※　なお、社内規定などで覚書等が必要な場合は、弊社営業担当へお申し付けください。

３）**マニフェスト**の取扱いについて
上記のとおり令和４年１０月１日より新商号となりますので、**10 月 1 日以降**に発行されますマニフェスト伝票への処分会社の記載は、**新商号にて記載いただきます**ようお願い申し上げます。なお、万が一の手違いで旧商号での表記となってしまった場合は、名称部分を二重線にて訂正頂き新商号に書き直す事と致します。

４）**電子マニフェスト**の取扱いについて
JW-NET の旧商号での登録は、10 月 1 日をもって新商号に引き継がれ、画面上で新商号をご確認頂けます。なお、**9 月に 10 月の事前予約をされる場合**は、旧商号が表示されますが、**弊社にて後日処理を致します**ので、お客様側での対応は不要でございます。

５）**許可証**について
新商号に書換え後、**ホームページに新しい許可証の PDF ファイルを掲載申し上げます**ので契約書等に添付頂きますようお願い申し上げます。（11 月中旬以降掲載予定）

６）弊社**銀行口座の商号変更**について
10 月中旬以降に口座の商号変更が完了致します。**完了後のご請求書には、ご案内を添付**させて頂きますので、それ以降におきましては、新社名でのご送金手続きをお願い申し上げます。

以上

ご不明な点等がございましたら、ご遠慮なく弊社営業担当、もしくは管理部までお申し付けください。　（管理部担当　049-239-3177）